

第 2 3 号議案

桶川市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

桶川市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 1 5 年桶川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

(2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正前	改正後
<p><u>第 5 条</u> 略</p> <p><u>第 6 条</u> 略</p> <p><u>第 7 条</u> 略</p>	<p>（法第 34 条第 12 号の規定による区域の指定）</p> <p><u>第 5 条</u> 法第 34 条第 12 号の規定により指定する土地の区域は、市内の市街化調整区域において、災害の防止その他の事情を考慮し市長が規則で指定する土地を除いた区域とする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により土地の区域を指定したときには、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。</p> <p><u>第 6 条</u> 略</p> <p><u>第 7 条</u> 略</p> <p><u>第 8 条</u> 略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の桶川市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る開

発行為等について適用し、同日前の申請に係る開発行為等については、
なお従前の例による。

令和4年2月22日提出

桶川市長 小野 克典

提 案 理 由

都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をした
いので、この案を提出するものである。